

スーパー定期「超パワフル」(1年もの)

2026年4月1日

商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型) スーパー定期「超パワフル」(1年もの)
1. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さまで次の①または②条件にあてはまる方に限定 ① 国民年金・厚生年金・労災年金または各種共済年金(以下「公的年金」といいます。)を当金庫でお受取りされているお客さま、または新たに当金庫でのお受取りを開始されるお客さま ② 児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当(以下「各種手当」といいます。)を当金庫でお受取りされているお客さま、または新たに当金庫でのお受取りを開始されるお客さま <p>・預入期間を通じて①または②の条件を満たす必要があります</p>
2. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年(元金自動継続扱い)
3. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 10万円以上、3年ものスーパー定期「超パワフル」との合計で1,000万円まで。 (3年ものスーパー定期「超パワフル」は、2020年4月より新規お取り扱いを停止しております) 10万円以上1円単位
4. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します なお、その定期預金が総合口座取引の担保となっている場合、その元利金は総合口座普通預金へ入金します
5. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>固定金利</p> <ul style="list-style-type: none"> この定期預金の初回適用利率(年利)は、0.800%(税引前)となります 「スーパー定期 超パワフル」は、毎年4月1日、10月1日の半期ごとに見直します。ただし、金利情勢の変化等によって、期間途中であっても見直すことがあります この定期預金の自動継続後は、継続日における「スーパー定期 超パワフル1年もの」の利率を適用します 満期日以降に一括して支払います(中間利払いは行いません) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です
6. 税金	<p>分離課税 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)となります (マル優ご利用の場合は非課税となります) ※復興特別所得税追加課税は2037年12月31日までです</p>
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の適用利率に0.5%上乗せした利率)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ マル優の取扱いができます
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前（自動継続したときはその満期日。以下同じです。）に解約する場合は、次の預入期間に応じた利率および預入日から解約日の前日までの日数により単利計算した利息とともに支払います ① 6か月未満・・・「解約日における普通預金利率」 ② 6か月以上1年未満・・・「約定利率×50%」 <p>ただし、解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします</p>
10. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口へご照会下さい
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0120-15-2489）にお申し出ください ・ 紛争解決措置 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱期間 2026年4月1日～2026年9月30日 ・ 諸事情により満期日に自動継続されなかった場合、満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・ 一部解約はご利用いただけません ・ ATMでのお預入れはできません ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます（当金庫に複数口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます） ・ 詳しくは店頭でお尋ね下さい。

日新信用金庫